平成28年度 入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン

平成28年2月

大阪市入札契約制度改善検討委員会

Oはじめに

本市が発注する公共工事や物品調達・委託業務などの入札や契約の事務手続きは、公正性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保、恣意性の排除や入札談合などの不正行為の防止、不良不適格業者の排除、不当圧力の阻止などに重点を置きながら、その適正性を確保するための取組みを進めてきた。

とりわけ入札契約事務に携わる職員は、コンプライアンスを最重要視し、適正に事務手続きを遂行していくとともに、本市事務事業の円滑な推進に資するよう、関係法令をはじめとするあらゆる入札契約制度を熟知し、これらを駆使するための専門的な知識やノウハウを有していることが必須であるといえる。

一方、国や地方公共団体が発注する公共工事等をめぐっては、入札妨害(公契約関係競売等妨害)や官製談合、汚職事件の摘発あるいは不正・不適正な事案の発生が後を絶たない状況にあることから、本市では、執行機関の附属機関である大阪市入札等監視委員会の提言「公正な入札の確保に向けて」(平成25年1月)に基づき、平成25年度から集中的にコンプライアンスの取組強化を進めてきたところである。

しかしながら、平成 26 年に本市の入札契約事務における不祥事案が相次いで明らかとなり、これまで全庁的な取組みとして実施してきたコンプライアンスの取組みの意味や実効性を問われかねない、非常に厳しい状況に置かれる事態となった。

このような事態に対応するため、大阪市入札契約制度改善検討委員会(以下「当委員会」という。)では、これまでの全庁的なコンプライアンスの取組みを引き続き強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成27年度から「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)を策定し、その実施状況等の検証を経て、次年度のアクションプランを策定していくという継続的・恒久的な取組みを行うこととした。

平成 27 年 10 月 1 日時点のアクションプランの取組状況を検証したところ、その進捗及び取組みはおおむね順調であったものの、一部未実施の項目が散見されたが、これらの未実施項目は、検証作業を機に平成 28 年 2 月時点ですべて実施済となったところである。

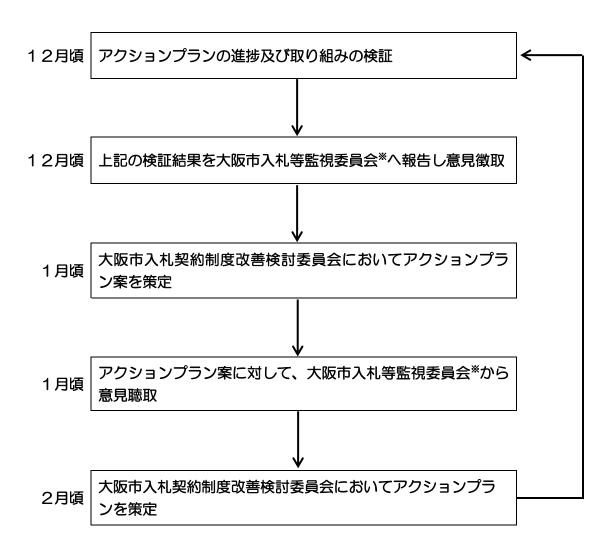
入札契約事務にかかるコンプライアンスを継続的に確保し、恒久的に行っていくためには、取組みの実施状況や実態について、定期的に把握・検証を行い、各所属において取組みを遺漏なく実施し続けていくことが重要であるとの認識のもと、今回の検証結果と大阪市入札等監視委員会からの意見を踏まえ、当委員会は平成28年度入札契約事務コンプライアンス・アクションプランを策定した。

各所属、関係職員においては、この取組みが風化、形骸化しないよう、アクションプランの意味や内容、さらにはその趣旨を十分に理解した上で、コンプライアンスの取組みの実施を徹底されたい。

〇入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの作成方針

入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上あるいはその徹底について、 継続的・恒久的に取組むことが重要と考えることから、コンプライアンス・アクションプランについて、次のとおり、年度ごとに策定及び検証を行う。

作成方針イメージ



※ 大阪市入札等監視委員会においては、専門委員も加えて調査審議を行う。

【所属一覧】

区	局・室
北区役所	市政改革室
都島区役所	人事室
福島区役所	政策企画室
此花区役所	危機管理室
中央区役所	経済戦略局
西区役所	中央卸売市場
港区役所	総務局
大正区役所	市民局
天王寺区役所	財政局
浪速区役所	契約管財局
西淀川区役所	都市計画局
淀川区役所	福祉局
東淀川区役所	健康局
東成区役所	こども青少年局
生野区役所	環境局
旭区役所	都市整備局
城東区役所	建設局
鶴見区役所	港湾局
阿倍野区役所	会計室
住之江区役所	消防局
住吉区役所	交通局
東住吉区役所	水道局
平野区役所	教育委員会事務局
西成区役所	行政委員会事務局
	市会事務局

[※] は、大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局(以下「委員会構成局」という)を示す。

〇平成 28 年度の具体取組み (平成 25 年度からの継続分を含む)

I コンプライアンス確保のための体制整備

1 入札情報の管理徹底

	取組内容	取組所属
1	各所属の事情に応じた設計価格等に関する情報管理の徹底(情報	8漏えい防止)
	【取組事項】 ・委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の遵守 ・情報管理強化の継続検討	委員会構成局
2	不当圧力の阻止 ※関係業者等との対応、不法不当な要求への対応、暴力団排除 禁止、入札談合等の対応	対策,不適正契約の
	【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守及び改正 ・「公正契約職務執行マニュアル携帯版」の活用	全所属 ※改正・作成については、 契約管財局
3	予定価格調書の作成ルールの徹底 ※作成時期(事後審査型は入札書提出期限後)・複数職員で作成	・封印後金庫内保管
	【取組事項】 「一般競争入札事務処理マニュアル」の遵守	全所属
4	発注者綱紀保持に関する取組みの周知 ※業者対応(オープンスペース・原則複数職員対応)、業者等から 報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表)などの原	
	【取組事項】 執務室等に周知ポスターを掲示	全所属
5	書類審査時における入札参加者の秘密保持の徹底 ※電子化されていない技術提案書等の審査時におけるマスキン会	ブの徹底など
	【取組事項】 ・「業務委託契約における総合評価一般競争入札(政策提案型)ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守 ・「大阪市公共工事総合評価落札方式試行ガイドライン」の遵守 ・「参考) 外部有識者による審査原則の徹底(プロポーザル方式による業務委託契約)	全所属

2 不正行為や不当圧力の排除

	取組内容	取組所属
1	外部者(OBを含む。)の執務室内立入禁止の徹底	
	【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守(再掲) ・執務室等に周知ポスターを掲示(再掲)	全所属
2	録音録画装置の設置	
	【取組事項】 ・録音録画装置の運用マニュアル等の整備	
	(参考)設置所属・録音録画装置 7所属・電話機通話録音装置 5所属	委員会構成局
3	不当圧力対応の記録の義務化	
	【取組事項】 ・「要望等記録制度」の遵守 ・「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守 ・「説明責任を果たすための公文書作成指針」の遵守 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 (再掲)	全所属
4	発注者綱紀保持に関する取組みの周知(再掲) ※業者対応(オープンスペース・原則複数職員対応)、業者等から 報漏洩など不正行為の働きかけの事実の記録・公表)などの原	
	【取組事項】 執務室等に周知ポスターを掲示 (再掲)	全所属
5	職場における関係業者等との対応のルールの遵守 ※オープンスペース・複数職員対応・団体要望対応(協議)	
	【取組事項】 「公正契約職務執行マニュアル」の遵守 (再掲)	全所属
6	不当要求行為・クレーム対応のルール化の遵守	
	【取組事項】 ・「公正契約職務執行マニュアル」の遵守(再掲) ・「不当要求行為・クレーム対応マニュアル」(総務局・政策企画室作成)の活用	全所属

3 入札契約事務コンプライアンス研修の実施

入札契約事務に携わる職員について、契約事務に関する知識の習得を図ることにより適 正な事務手続きを遂行していくとともに、入札契約事務のコンプライアンス意識や公務員 倫理の醸成を図ることにより不正・不適正事案を未然に防止することを目的とする。

平成 28 年度実施分(予定)

実施時期	対象者	実施内容
平成 28 年 4 月	所属長	契約事務・コンプライアンス
平成 28 年 6 月~7 月	契約業務の初任者・実務者	契約事務・コンプライアンス (基礎的内容)
平成 28 年 6 月~7 月	監督職員(工事)	契約事務・コンプライアンス
平成 28 年 7 月~12 月	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス (テーマ別)
平成 28 年 11 月	契約業務の実務者	コンプライアンス
随時	全職員	e-ラーニング研修 (契約事務・ コンプライアンス)

(参考) 平成 27 年度実績

開催時期	対象者	実施内容
平成 27 年 4 月~	全職員	e ラーニング研修 (コンプライア ンス)
平成 27 年 6 月 4 日 平成 27 年 6 月 5 日	契約業務の実務者	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 8 月 12 日	区会計管理者	契約事務・コンプライアンス 【派遣研修】
平成 27 年 8 月 24 日 平成 27 年 8 月 26 日	交通局職員	契約事務・コンプライアンス 【派遣研修】
平成 27 年 8 月 24 日	各区役所職員	契約事務・コンプライアンス、 その他各区からの要望に応じた 内容 【派遣研修】
平成 27 年 8 月 28 日	課長級	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 9 月 9 日 平成 27 年 9 月 11 日	監督職員(工事)	契約事務・コンプライアンス
平成 27 年 11 月 19 日	契約業務の実務者	コンプライアンス
平成 28 年 2 月 4 日	環境局職員	契約事務・コンプライアンス 【派遣研修】

Ⅱ 不正の端緒の早期把握と迅速かつ統一的な対応

	取組内容	取組所属	
1	談合等不正行為に関する情報への対応(入札談合の疑義案件の調査)		
	【取組事項】		
	・「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づき、実施		
	関係職員・業者に対する事情聴取		
	不自然な入札(疑義案件)の調査	全所属	
	各所属の対応について契約管財局に報告(情報を集約)	<u> </u>	
	契約管財局を窓口として公正取引委員会・警察へ報告(調		
	査分析結果を直接説明) など		
	・談合防止の事業者への周知(契約管財局で作成)		
2	不自然な入札(疑義案件)の分析・研究		
	【取組事項】		
	・疑義案件の分析	契約管財局	
	・大阪市入札等監視委員会における審議		
	・疑義案件・不正入札の継続的な研究 など		
3	建設業法違反等不正行為に関する情報への対応		
	※建設業法違反・公共工事前払金使途違反などの不法行為の調査	Ě	
	【取組事項】		
	・「大阪市建設業法違反事案等対応マニュアル」に基づき、実		
	施	全所属	
	・「大阪市施工体制確認マニュアル」に基づき、実施		
	・関係法令遵守の事業者への周知(契約管財局で作成)		

Ⅲ 不正が起きにくい入札契約制度の構築

	取組内容	取組所属
1	コンプライアンス監視機能の強化	
	※大阪市入札等監視委員会による監視	
	【取組事項】	
	・大阪市入札等監視委員会へ入札契約制度やコンプライアンス	
	に関する取組みについて意見具申	契約管財局
	・不正・不適正事案について大阪市入札等監視委員会へ報告・	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	意見聴取を行い再発防止に反映・全所属に周知・情報共有の	
	実施	
2	設計情報に関する公開の推進	
	【取組事項】	
	委員会構成局で作成している「入札契約情報管理ガイドライ	委員会構成局
	ン」の遵守 (再掲)	
3	不正に価格を探ろうとする行為の防止	
	【取組事項】	
	電子入札における予定価格等への無作為係数の適用の取組み	契約管財局
	など	

Ⅳ その他

	取組内容	取組所属
1	不正・不適正事案の調査研究	
	※本市事案の再検証及び他の発注機関の事案の検証	
	【取組事項】	
	・本市事案における刑事裁判,懲戒処分事案、定期監査結果、	
	大阪市公正職務審査委員会勧告その他不正・不適正事案の調	契約管財局
	査結果における指摘に対する改善状況のチェック	→ 小月日 × 1 / HJ
	・他の発注機関における刑事裁判、官製談合事件や不適正随意	
	契約事案などのチェック	
2	政令市をはじめ国や大阪府などの先進的な取組事例の調査研究	
	【取組事項】	契約管財局
	随時情報収集	─ ───────────────────────────────────
3	定期的な人事異動の実施	
	【取組事項】	
	・業者等の利害関係者と接点のある職場について、長期在籍職	
	員の積極的な人事異動の推進	全所属
	・価格漏洩など不正行為疑念払拭のための迅速な人事異動	
	※「公正契約職務執行マニュアル」に記載あり	
4	組織力のアップ	
	※人員の確保、優秀な人材の育成、経験者・優秀な人材の起用	
	【取組事項】	全所属
	専門的な知識やノウハウを組織として蓄積・継承	上川 禹
5	相談対応の機能強化	
	【取組事項】	
	相談対応制度の継続実施及び利用促進(職員研修時のPR,制	契約管財局
	度改善, 課題解消事案の情報発信)	

Oおわりに

大阪市職員基本条例は、職員は、市民の疑惑や不信を招くような行為を禁止している。 また、大阪市職員倫理規則では、いわゆる「不適正契約」を禁止し、これに違反すると非 違行為として懲戒処分の対象となり、さらには、職員個人に対する損害賠償請求あるいは 求償、悪質なケースでは刑事責任を問われる場合もある。

しかしながら、平成 26 年度には本市職員の収賄事件(懲戒免職・有罪判決確定)や関係業者に飲食費を負担させた事案(減給 1 月)、幹部職員らによる受注業者との会食、入札情報漏洩による入札中止など不祥事が相次いで明らかとなり、本市では一刻も早い市民の信頼回復に向けて、平成 27 年度アクションプランを初めて策定し全力で不祥事の再発防止に取り組んできた。

条例や規則、ガイドラインなどの制度を構築するだけではなく、一人ひとりの職員がその意味を理解し、自らのものとして職務に活かしていかなければ、いつかは緊張感がうすれ、意識の風化や、取組みの形骸化を招きかねない。

不祥事を防止するためには、上司・部下職員ともに、不正を許さない・見逃さない、ということはもとより、勤務時間中・時間外を問わず常に公務員倫理を意識しながら行動することが重要である。

とくに、管理監督者は、職員の規範となるよう自らを規律するとともに、不正を防止すべく、適正な事務執行が確保できる体制づくりに取り組み、部下職員の行動に対しても、常日頃から目配りをして不祥事を防止する責務があることを強く自覚する必要がある。

当委員会としては、収賄事件をはじめとする不祥事が二度と繰り返されることがないよう、アクションプランの取組みを引き続き徹底するとともに、"市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしない"ということを職員一人ひとりが肝に銘じて行動することを強く求めるものである。